

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和５年１２月２５日（令和５年（行情）諮問第１１８９号）及び令和６年２月１日（令和６年（行情）諮問第１１９号）

答申日：令和７年１１月２１日（令和７年度（行情）答申第５９９号及び同第６０４号）

事件名：「国家安全保障戦略」策定に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

「国家安全保障戦略」策定に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

別紙の１（１）に掲げる文書（以下「本件請求文書１」という。）の開示請求に対し、別紙の３に掲げる７５１文書（以下、順に「文書１」ないし「文書７５１」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とし、別紙の１（２）に掲げる文書（以下「本件請求文書２」といい、本件請求文書１と併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、本件対象文書の一部を不開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表２に掲げる部分を開示すべきである。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和５年８月２５日付け閣安保第４０１号及び同年１０月１３日付け同第４６５号により、国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２ 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書１（原処分１について）

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記載された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示箇所の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引き」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 他に文書がないか確認を求める。

開示請求者は確認するすべがないので、念のため確認を求める次第である。

（2）審査請求書2（原処分2について）

ア 上記（1）アと同旨。

イ 上記（1）イと同旨。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が特定されていない文書について、その特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

（1）原処分1について（令和5年諮問第1189号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書1に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年1月26日付け閣安保第62号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和5年2月27日付け閣安保第112号により本件開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分について開示決定を行い、さらに、令和5年8月25日付け閣安保第401号により残りの行政文書について原処分1を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、「不開示箇所の特定を求める。」及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

（2）原処分2について（令和6年諮問第119号）

本件は、審査請求人が行った本件請求文書2に係る行政文書開示請求に対して、処分庁において、令和5年5月9日付け閣安保第218号により法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した上、令和5年6月9日付け閣安保第263号により本件開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分について開示決定を行い、さらに、令和5年10月13日付け閣安保第465号により残りの行政文書について原処分2を行

ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」、「不開示箇所の特定を求める。」及び「電磁的記録についても特定を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において、別紙の3に掲げる本件対象文書を特定した上、不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、本件各審査請求を受けて、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した行政文書以外に本件各開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。以上の点から、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1について

ア 「一部に対する不開示決定の取消し。」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記2のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

イ 「不開示箇所の特定を求める。」との点については、「「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記2のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

ウ 「他に文書がないか確認を求める。」との点については、「開示請求者は確認するすべがないので、念のため確認を求める次第である。」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分1で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有している

とは認められない。

(2) 原処分2について

ア 上記(1)アと同旨。

イ 上記(1)イと同旨。

ウ 「電磁的記録についても特定を求める。」との点については、「電磁的記録が特定されていない文書について、その特定を求める。」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁においては、本件開示請求に対して、原処分2のとおり特定文書を適正に特定している。また、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索したが、原処分2で特定した紙媒体の行政文書以外の対象文書の存在は確認できなかったとのことであり、処分庁において、原処分2において特定文書を適正に特定していると認められるところである。

4 結語

以上のとおり、原処分維持が適当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---|
| ① 令和5年12月25日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第1189号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 令和6年1月19日 | 審議（同上） |
| ④ 同年2月1日 | 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第119号） |
| ⑤ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑥ 同月16日 | 審議（同上） |
| ⑦ 令和7年10月14日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑧ 同年11月17日 | 令和5年（行情）諮問第1189号及び令和6年（行情）諮問第119号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分1について、文書の追加特定を求めるとともに、原処分1及び原処分2について、不開示部分（別表1のとおり

り)の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性(原処分1)及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性(原処分1)について

(1) 原処分1に係る本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1の請求文言にいう「国家安全保障戦略(2022年12月)」とは、令和4年12月16日に閣議決定された国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画(以下「3文書」という。)を指すものであると解した。

イ 本件開示請求は、3文書に関して行われた議論に関する文書等の開示を求めているものと解し、法11条による開示期限の延長を行い、相当の部分として、別紙の2に掲げる文書(以下「先行開示文書」という。)につき先行開示決定を行い、その後、別紙の3に掲げる本件対象文書を特定し、その一部を不開示とする原処分1を行った。

ウ 本件対象文書のうち、文書1ないし文書20は、内閣官房長官会見発言要領、文書21ないし文書252は、国会答弁書、文書253ないし文書309及び文書739ないし文書751は、国家安全保障会議及び同幹事会における会議資料並びに国家安全保障会議の議事録、文書310ないし文書315は、国家安全保障会議に係る諮問及び答申、文書734ないし文書738は、国家安全保障戦略策定に関して、国の機関の内部における審議等のために作成した公にすることを前提としていない文書である。

文書316ないし文書536は、有識者との意見交換会(以下「意見交換会」という。)の開催に係る対外公表資料、議事次第及び配席図等の会議資料、有識者の経費の支出等に関する資料、意見交換会の議事録並びに資料等、文書537ないし文書539は、日本維新の会に対する説明資料、文書540は、自由民主党から提出された提言書、文書541ないし文書629は、与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチームの開催に係る案内、議事次第及び会議資料等、文書630ないし文書643、文書646ないし文書648及び文書652ないし文書661は、公明党に対する説明資料、文書644、文書645、文書649ないし文書651及び文書662ないし文書676は、自由民主党に対する説明資料、文書677ないし文書713は、国家安全保障戦略の策定に係る決裁文書及び協議文書、文書714は、日本維新の会から提出された提言書、文書715は、国民民主党から提出された意見書、文書716ないし文書733は、対外公表資料である。

エ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書1に該当する文書は確認されなかった。

- (2) 当審査会事務局職員をして、「国家安全保障戦略」に係る国家安全保障会議及び意見交換会について、首相官邸のウェブサイトを確認させたところ、本件開示請求時点における国家安全保障会議については、令和3年11月26日、同年12月28日、令和4年1月28日、同年4月8日、同月25日、同年6月2日、同月14日、同年7月25日、同年8月24日、同月30日、同年9月2日、同年10月13日、同月31日、同年11月10日、同月24日、同年12月5日、同月7日、同月14日及び同月16日に開催され、意見交換会については、令和4年1月26日（第1回）、同年2月2日（第2回）、同月7日（第3回）、同月16日（第4回）、同月28日（第5回）、同年3月7日（第6回）、同月28日（第7回）、同年4月4日（第8回）、同月25日（第9回）、同年5月16日（第10回）、同月30日（第11回）、同年6月20日（第12回）、同年7月6日（第13回）、同月11日（第14回）、同月19日（第15回）、同月22日（第16回）及び同月25日（第17回）に開催されたと認められる。

そうすると、上記（1）アないしウの文書の特定方法に問題はなく、上記（1）エの探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に、本件請求文書1に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記（1）の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書1に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、国家安全保障局において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書1の開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の番号1に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、政府関係者の非公表の直通電話番号、携帯電話番号、内線番号及びメールアドレス等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障局職員の職員番号（ID）が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該職員IDについては、当該部署に配置された者のみに与えられるものである。

当該職員IDを公にした場合、国家安全保障局が保有する端末やサーバーへのログインを容易ならしめるおそれがあり、いたずらや偽計等による業務妨害や不正アクセスを助長することにもなりかねず、国家安全保障局の業務の遂行に支障が生じるおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これ公にすることにより、いたずらや偽計等を使用されるとともに、不正アクセスを助長するおそれがあり、国家安全保障局職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、質問議員の質問の趣旨や理由など公表されていない議員の活動に関する情報が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明した。

当該不開示部分は、質問議員とのやり取りや議員事務所から公開を前提とせず入手した内容であり、これを一方的に公にすると、質問議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、質問議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障会議の開催場所が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、国家安全保障会議の開催に支障を来し、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表1の番号5に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、官邸等の政府庁舎の執務区画に関する情報が具体的に記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、官邸等の政府庁舎内において我が国の安全保障に関する重要事項等を検討する会議室等の執務室の構成や配置を推察することが可能となり、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表1の番号6に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、当該文書の取扱区分等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、国家安全保障会議の各回の議事内容の秘匿度等が明らかとなり、同会議の議題や日程等の公開された情報と照合することによって、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されるなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表1の番号7に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、公にしていない政府内の連絡手段に関する情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、公にしていない国家安全保障局における連絡手段の取扱いや設置場所に関する情報であり、これを公にすれば、政府内の連絡手段が推察され、敵対する勢力による妨害や対抗措置を容易ならしめ、政府関係者間の連絡が途絶されるおそれがあることから不開示とした。

イ 当該不開示部分を公にすることにより、政府内の緊急事態に対する連絡手段が明らかとなり、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、政府関係者の連絡が途絶されるなどのおそ

れがあるとする上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、政府内の業務に支障が生じ、ひいては、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表1の番号8に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障会議における具体的な議事内容がそれぞれ記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(9) 別表1の番号9に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換会における有識者の発言内容の詳細が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

本件意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に向け、有識者から知見を伺うために非公開を前提として行われたものであり、検討内容の詳細、出席した有識者の発言内容及び有識者が作成・配布した資料等については対外公表をしていない。

当該不開示部分は、新たな国家安全保障戦略等の策定に関わる具体的な検討内容及び有識者の見解に関する情報であり、これを公にすれば、国家安全保障上の関心事項等が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがあり、また検討の経緯や未成熟な検討内容が明らかとなることで、今後の同種の意見交換会等において参加する有識者が率直な意見をちゅうちょし、自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあることから不開示とした。

イ 当審査会事務局職員をして首相官邸ウェブサイトを確認させたところ、当該意見交換会は、新たな国家安全保障戦略等の策定に資するため、有識者の忌たんのない意見を求めることを目的に非公開で開催され、その議事要旨は、発言者名を付さない議事概要が掲載されている

ことが認められる。

意見交換会の開催趣旨、運営方法及び有識者が作成した資料を用いて発言していることを踏まえれば、当該不開示部分のうち、別表2の番号1に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、特定の有識者の具体的な発言内容や検討段階の未成熟な情報等が明らかとなり、将来の同種の意見交換会等に参加する有識者が率直な意見をちゅうちょし、自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ しかしながら、別表2の番号1に掲げる部分については、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる内容が記載されていることから、当該部分を公にしたとしても、国家安全保障上の関心事項等が推察され、敵対する勢力等による妨害や対抗措置を講ずることを容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがあるとは認められない。また、参加する有識者の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められないことから、当該不開示部分は法5条3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

(10) 別表1の番号10に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、意見交換会に出席した特定の有識者に関する情報（氏名、肩書、生年、現住所、電話番号、メールアドレス、謝金振込口座、車両情報、学歴及び職歴等）、有識者の随行者に関する情報（氏名、肩書及び携帯電話番号）及び国家安全保障局の職員の氏名が記載されていることが認められる。

ア 特定の有識者の氏名及び肩書について

当該不開示部分には、有識者の氏名及び肩書が記載されている。

(ア) 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該有識者は、意見交換への参加を対外的に公にしないとしており、今後も公表する予定はない。当該不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

(イ) 当該有識者会議は、内閣官房ウェブサイトにおいて、開催状況及び出席者等の情報が掲載されていることから、当審査会事務局職員をして、当該情報を確認させたところ、不開示とした有識者の情報については記載されていないことが認められる。

(ウ) 当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する

情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 特定の有識者に関する情報（氏名及び肩書を除く。）について

当該不開示部分のうち、別表2の番号2に掲げる部分を除く部分については、いずれも法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、同号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表2の番号2に掲げる部分については、当審査会事務局職員をして確認させたところ、当該特定有識者が所属する研究所等のウェブサイト上に同旨の情報が掲載されていると認められることから、当該部分は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、法5条1号ただし書イに該当し、同号に該当しないため、開示すべきである。

ウ 特定有識者の随行者に関する情報について

当該不開示部分には、特定有識者の随行者の氏名、肩書及び携帯電話番号が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該情報については、諮問庁において、公表した事実はなく、将来的に公表する予定もないとのことであることから、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当するとは認められない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報であるから、部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分については、法5条1号の不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

エ 国家安全保障局の職員の氏名について

当該不開示部分には、国家安全保障局の職員の氏名が記載されてい

る。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、記載された職員は、補助的業務に従事する非常勤職員であるため、氏名を不開示としたとのことである。

この点について、当審査会において諮問庁から提供を受けた職員の配置に係る資料を確認したところ、当該部分に氏名が記載された職員は、いずれも補助的業務に従事する非常勤職員であると認められる。

そうすると、補助的業務に従事する非常勤職員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日、情報公開に関する連絡会議申合せ。）の下での氏名の公表対象から除外されており、一般に公表されていない情報であるため、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（11）別表1の番号11に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、有識者の氏名及び欠席理由が記載されている。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該有識者の氏名及び欠席理由については、特定の個人を識別する情報であり、公にしていないことから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、特定の個人の氏名と当該個人に係る情報が記載され、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当該有識者は、新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者会議の構成員であると認められるところ、当該会議を欠席した有識者の氏名及び欠席理由については公にしていない旨の諮問庁の説明について、これを覆すに足りる事情は認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認め

られない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名については、個人識別部分であることから、同項による部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを公にすると、関係者等一定の者には当該個人を特定することが可能となり、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該不開示部分は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(12) 別表1の番号12に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、特定の政党事務所の担当者氏名が記載されている。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(13) 別表1の番号13に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、特定政党又は議員事務所の電話番号、内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されている。

当審査会事務局職員をしてウェブサイトを確認させたところ、別表2の番号3に掲げる部分を除く部分については、一般に公開されていない情報であると認められる。

そうすると、当該部分のうち、別表2の番号3に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

他方、別表2の番号3に掲げる部分は、特定政党の代表番号であり、ウェブサイトで公表されており、当該番号を公にしても、特定政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該番号は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(14) 別表1の番号14に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、内閣情報調査室職員の氏名が記載されている。

ア 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

内閣情報調査室は、内閣官房組織令 4 条に基づき、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務等をつかさどる組織であり、同室の課長相当職未満の職員の氏名については、慣行として公表していない。

当該職員の氏名を公にすることにより、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族に危険が及び、また情報を得ようとする者から当該職員に不当な働き掛けが行われるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

イ 内閣情報調査室職員の職務の特殊性に鑑みれば、当該部分を公にすると、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族に危険が及び、その職務に支障を及ぼすおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、内閣情報調査室の職務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法 5 条 3 号に該当し、同条 6 号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(15) 別表 1 の番号 15 に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、公にされていない警察庁の職員の氏名が記載されている。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

警察庁においては、警部及び同相当職以下の職にある職員の氏名は慣行として公とされていない。当該部分に記載されている職員は、いずれも警部及び同相当職以下の職にあるため、公表慣行がない。

また、当該部分に記載されている職員は、これまでに様々な警察業務に従事した経験を有し、今後も様々な警察業務に従事する可能性があることから、その職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、反社会勢力等が何らかの有益な情報を得ようとする、又は都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害する目的で職員に接近又は職員を懐柔しようとすることが考えられるほか、当該職員やその家族への攻撃等も予想される。

よって、警察業務に支障が生じるおそれや個人の権利利益が侵害されるおそれがあるため、当該警察職員の氏名を不開示とした。

イ 警察業務の特殊性に鑑みれば、公表慣行がない警部及び同相当職以下の職にある警察庁の職員の氏名を公にすることにより、警察活動に対する妨害、当該職員本人及び家族に対する攻撃等が予想されるなど

の上記アの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(16) 別表1の番号16に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に関する政府部内における検討段階の情報が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、我が国の国家安全保障戦略等に関する政府部内における検討段階の情報が記載されており、これを公にすることにより、我が国の国家安全保障戦略等に関して、安全保障上の関心事項や課題等が推察され、我が国と敵対する勢力等がこれを把握することで妨害行為や対抗措置を容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがある。また、仮に当該部分が開示されることとなれば、特定の政策課題に関する政府全体の検討経過等が網羅的に明らかとなり、ひいては今後の国家安全保障に関する政府の業務の遂行に支障を生じるおそれがあることから不開示とした。

イ 当審査会において当該不開示部分を見分したところ、国家安全保障戦略等に関する政府内における具体的な協議・検討内容が記載されていることが認められる。

我が国の国家安全保障の重要性に鑑みると、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の情報関心や情報収集能力等が推察され、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(17) 別表1の番号17に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画に関する骨子及び案文並びに関係省庁の意見等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分は、国家安全保障局において作成した国家安全保障戦略等に関する骨子及び案文並びに関係省庁の意見等が記載されており、その内容は、協議中の段階のものであり、確定したものではない。したがって、そのような性質からすると、これを公にすれば、関係省庁間において検討中の未成熟な検討内容が明らかになり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を公にすると、関係省庁間において検討していた未成熟な検討内容が明らかになり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとする旨の上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(18) 別表1の番号18に掲げる不開示部分について

当該文書には、他国に係る情勢判断及び防衛構想に関する情報が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情勢判断及び防衛構想が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(19) 別表1の番号19に掲げる不開示部分について

当該各文書は、新たな国家安全保障戦略等の策定のために作成された文書であり、政府部内の検討の経緯及び協議内容等の詳細が記載されていることが認められる。

ア 当該各文書を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該各文書は、新たな国家安全保障戦略等の策定のための政府内の検討及び協議に関連する公にすることを前提としない文書であり、戦略の策定に向けた検討の経緯、協議内容及びそれらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。

これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗

措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上の不利益を被るおそれがあるとともに、政府内の検討の経緯や未成熟な検討内容が明らかとなり、今後の同種の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれがあるため不開示とした。

イ 当該各文書は、国の機関の内部における検討及び協議に関連する文書であって、これを公にすることにより、新たな国家安全保障等の検討の経緯等や未成熟な検討内容が明らかとなり、将来の同種の検討作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなどの上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該各文書は、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(20) 別表1の番号20に掲げる不開示部分について

当該各文書は、国家安全保障会議における席上回収資料であると認められる。

当該各文書は、当該国家安全保障会議の議事内容と密接に関連した資料と認められるので、同議事内容とあいまって、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、その全体が法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

(21) 別表1の番号21に掲げる不開示部分について

当該文書は、国家安全保障会議の幹事会における席上回収資料であり、これらの会議における具体的な検討、協議の内容について推認が可能となる情報等が記載されていることが認められる。

当該文書は、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、これを公にすることにより、今後同種の検討作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来す等、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、その全体が法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書1の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号に該当するとして不開示とし、本件請求文書2の開示請求につき、本件対象文書

の一部を同条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、本件請求文書1につき、国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、本件対象文書につき不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条1号、2号イ、3号及び5号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書1 「国家安全保障戦略」(2022年12月)策定の庶務担当部局が、その業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て(ただし政府のホームページに掲載されたものは除く)。※同様な請求件名が2014年12月26日付け閣安保第597号で特定されておりますので、問題ないと存じます。
- (2) 本件請求文書2 「国家安全保障戦略」(2022年12月)策定の庶務担当部局が、その業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て(ただし政府のホームページに掲載されたものは除く)。※閣安保第112号に対する審査請求が情報公開・個人情報保護審査会に諮問されずに棄却されましたので、改めて請求する次第です。

2 先行開示文書

内閣官房長官会見発言要領(令和3年10月15日)

3 本件対象文書

- 文書1 内閣官房長官会見発言要領(令和3年10月17日)
- 文書2 内閣官房長官会見発言要領(令和3年11月8日)
- 文書3 内閣官房長官会見応答要領(令和3年11月19日)
- 文書4 内閣官房長官会見発言要領(令和3年12月2日)
- 文書5 内閣官房長官会見発言要領(令和3年12月20日)
- 文書6 内閣官房長官会見発言要領(令和4年2月10日)
- 文書7 内閣官房長官会見発言要領(令和4年3月28日)
- 文書8 内閣官房長官会見発言要領(令和4年8月12日)
- 文書9 内閣官房長官会見発言要領(令和4年9月2日)
- 文書10 内閣官房長官会見発言要領(令和4年10月4日)
- 文書11 内閣官房長官会見発言要領(令和4年10月7日)(時事)
- 文書12 内閣官房長官会見発言要領(令和4年10月7日)(朝日)
- 文書13 内閣官房長官会見発言要領(令和4年10月18日)
- 文書14 内閣官房長官会見発言要領(令和4年10月21日)
- 文書15 内閣官房長官会見発言要領(令和4年10月23日)
- 文書16 内閣官房長官会見発言要領(令和4年11月1日)
- 文書17 内閣官房長官会見発言要領(令和4年11月21日)
- 文書18 内閣官房長官会見発言要領(令和4年11月28日)

文書 19 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 2 月 8 日）
 文書 20 内閣官房長官会見発言要領（令和 4 年 1 2 月 9 日）
 文書 21 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 0 日）参・本会議 野上浩太郎議員 対総理問 1 6
 文書 22 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 0 日）参・本会議 小林正夫議員 対総理問 1 1
 文書 23 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 4 日）衆・予算委 逢坂誠二議員 対総理問 7
 文書 24 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 5 日）衆・予算委 前原誠司議員 対総理想定問 5
 文書 25 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 7 日）参・予算委 山本香苗議員 対総理問 6
 文書 26 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 7 日）参・予算委 山本香苗議員 対官房長官問 2
 文書 27 国会答弁資料（令和 3 年 1 2 月 1 7 日）参・予算委 山本香苗議員 対大臣問 2
 文書 28 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 1 9 日）衆・本会議 泉健太議員 対総理問 2 1
 文書 29 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 1 9 日）衆・本会議 梶山弘志議員 対総理問 3
 文書 30 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 1 日）参・本会議 宇都隆史議員 対総理問 1 4
 文書 31 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 1 日）参・本会議 宇都隆史議員 対大臣問 1
 文書 32 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 4 日）衆・予算委 宮澤博行議員 対総理問 2
 文書 33 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 4 日）衆・予算委 宮澤博行議員 対総理問 3
 文書 34 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 4 日）衆・予算委 泉健太議員 対総理想定問 2 0
 文書 35 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 5 日）衆・予算委 前原誠司議員 対総理想定問 1 7
 文書 36 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 5 日）衆・予算委 前原誠司議員 対総理想定問 1 8
 文書 37 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 6 日）衆・予算委 穀田恵二議員 対総理問 1
 文書 38 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 6 日）衆・予算委 穀田恵二議員 対総理問 2

文書 3 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 6 日）衆・予算委 中谷真一議員 対総理問 4

文書 4 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 2 8 日）衆・予算委 重徳和彦議員 対大臣問 3

文書 4 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 3 1 日）衆・予算委 城井崇議員 対総理問 1

文書 4 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 3 1 日）衆・予算委 城井崇議員 対大臣問 1

文書 4 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 月 3 1 日）衆・予算委 城井崇議員 対大臣想定問 2

文書 4 4 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 7 日）衆・予算委 後藤祐一議員 対総理想定問 4

文書 4 5 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 7 日）衆・予算委 後藤祐一議員 対大臣想定問 2

文書 4 6 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 7 日）衆・予算委 後藤祐一議員 対総理想定問 5

文書 4 7 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 9 日）衆・内閣委 浅野哲議員 対大臣問 1

文書 4 8 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 6 日）衆・予算委 小山展弘議員 対大臣問 1

文書 4 9 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 7 日）衆・予算委第 1 分科会 末松義規議員 対大臣問 2

文書 5 0 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 7 日）衆・予算委第 1 分科会 末松義規議員 対大臣問 3

文書 5 1 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 7 日）衆・予算委第 1 分科会 末松義規議員 対大臣問 5

文書 5 2 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 8 日）衆・予算委 岩屋毅議員 対総理問 6

文書 5 3 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 1 8 日）衆・予算委 玄葉光一郎議員 対総理問 4

文書 5 4 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 4 日）参・予算委 小西洋之議員 対総理問 7

文書 5 5 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 佐藤正久議員 対総理問 8

文書 5 6 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 佐藤正久議員 対官房長官問 4

文書 5 7 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 田島麻衣子議員 対総理問 6

- 文書 5 8 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 田島麻衣子議員 対大臣問 2
- 文書 5 9 国会答弁資料（令和 4 年 2 月 2 8 日）参・予算委 鈴木宗男議員 対総理問 9
- 文書 6 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 日）参・予算委 小西洋之議員 対大臣問 1
- 文書 6 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 日）参・予算委 小西洋之議員 対大臣問 2
- 文書 6 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 山添拓議員 対総理問 5
- 文書 6 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 山添拓議員 対政府参考人問 5
- 文書 6 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 山添拓議員 対大臣問 1
- 文書 6 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 石井苗子議員 対総理問 6
- 文書 6 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 日）参・予算委 佐藤啓議員 対官房長官問 1
- 文書 6 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）衆・本会議 美延映夫議員 対官房長官問 4
- 文書 6 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議員 対官房長官問 2
- 文書 6 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議員 対政府参考人問 2
- 文書 7 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・内閣委 礪崎哲史議員 対大臣問 1
- 文書 7 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 音喜多駿議員 対大臣問 1
- 文書 7 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 音喜多駿議員 対大臣問 2
- 文書 7 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 高橋光男議員 対政府参考人問 6
- 文書 7 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・予算委 小西洋之議員 対大臣問 2
- 文書 7 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・予算委 小西洋之議員 対大臣問 3
- 文書 7 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 8 日）参・外防委 武見敬三議員 対大臣問 2

文書 77 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 9 日）参・予算委 小沼巧議員
対大臣問 1

文書 78 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 9 日）衆・財金委 赤木正幸議員
対政府参考人問

文書 79 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 10 日）参・予算委 松川るい議
員 対大臣問 1

文書 80 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 10 日）参・予算委 松川るい議
員 対大臣問 4

文書 81 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 10 日）参・予算委 松川るい議
員 対大臣問 5

文書 82 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 10 日）衆・安保委 國場幸之助
議員 対大臣問 1

文書 83 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 11 日）衆・外務委 穀田恵二議
員 対副大臣問 1

文書 84 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 11 日）衆・外務委 穀田恵二議
員 対副大臣問 2

文書 85 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 14 日）参・予算委 青山繁晴議
員 対総理問 1

文書 86 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 14 日）参・予算委 青山繁晴議
員 対政府参考人問

文書 87 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 14 日）参・予算委 青山繁晴議
員 対政府参考人問 1

文書 88 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 15 日）参・財金委 浜田聡議員
対政府参考人問 4－1

文書 89 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 15 日）参・財金委 浜田聡議員
対政府参考人問 4－3

文書 90 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 15 日）衆・安保委 美延映夫議
員 対政府参考人問

文書 91 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 15 日）衆・安保委 玄葉光一郎
議員 対大臣想定問 8

文書 92 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 15 日）衆・安保委 玄葉光一郎
議員 対大臣想定問 9

文書 93 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 15 日）衆・安保委 玄葉光一郎
議員 対大臣想定問 10

文書 94 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 15 日）衆・安保委 徳永久志議
員 対大臣問 10

文書 95 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 15 日）衆・安保委 徳永久志議
員 対政務官・政府参考人問 4

文書 9 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 6 日）参・外防委 音喜多駿議員 対大臣問 1

文書 9 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 6 日）参・外防委 音喜多駿議員 対大臣問 5

文書 9 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 7 日）衆・本会議 青柳仁士議員 対総理問 1

文書 9 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 8 日）参・本会議 音喜多駿議員 対大臣問 3

文書 1 0 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 1 8 日）参・予算委 田島麻衣子議員 対大臣問 2

文書 1 0 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 伊波洋一議員 対大臣問 8

文書 1 0 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 伊波洋一議員 対大臣問 1 2

文書 1 0 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 伊波洋一議員 対政府参考人問 2

文書 1 0 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 1

文書 1 0 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 2

文書 1 0 6 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 3

文書 1 0 7 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 田島麻衣子議員 対副長官問

文書 1 0 8 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 田島麻衣子議員 対大臣問 1 1

文書 1 0 9 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 4 日）参・外防委 田島麻衣子議員 対大臣問 1 2

文書 1 1 0 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 9 日）参・内閣委 古賀友一郎議員 対副長官問 1

文書 1 1 1 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 2 9 日）参・内閣委 古賀友一郎議員 対政府参考人問 1

文書 1 1 2 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 1

文書 1 1 3 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 2

文書 1 1 4 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）参・外防委 音喜多駿議員 対政府参考人問 3

文書 1 1 5 国会答弁資料（令和 4 年 3 月 3 1 日）衆・本会議 藤田文武
議員 対総理問 1・2

文書 1 1 6 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 6 日）衆・内閣委 塩川鉄也議
員 対総理問 1

文書 1 1 7 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 8 日）衆・拉致特委 笠井亮議
員 対官房長官問 2

文書 1 1 8 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対副長官問 1

文書 1 1 9 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対副長官問 2

文書 1 2 0 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対大臣問 1

文書 1 2 1 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）参・外防委 井上哲士
議員 対大臣問 2

文書 1 2 2 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 2 日）衆・本会議 藤巻健太
議員 対総理問 9

文書 1 2 3 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）参・本会議 宇都隆史
議員 対総理問 2

文書 1 2 4 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）参・本会議 宇都隆史
議員 対小林大臣問 2

文書 1 2 5 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）参・本会議 柴田巧議
員 対総理問 2

文書 1 2 6 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 3 日）衆・外務委 岡田克也
議員 対大臣・政府参考人問 6

文書 1 2 7 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 5 日）参・本会議 小野田紀
美議員 対総理問 1

文書 1 2 8 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 1 5 日）参・本会議 大塚耕平
議員 対総理問 6

文書 1 2 9 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 1 日）衆・沖北特委 伊東良
孝議員 対政務官問

文書 1 3 0 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 篠原豪議
員 対大臣・政府参考人問 6

文書 1 3 1 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 篠原豪議
員 対大臣問 6

文書 1 3 2 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 篠原豪議
員 対大臣問 7

文書 1 3 3 国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 太田志議
員 対大臣問 6

文書 1 3 4	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 議員 対大臣問 8	太栄志議
文書 1 3 5	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 議員 対大臣問 8	堀井健智
文書 1 3 6	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 6 日）衆・安保委 議員 対大臣問 9	堀井健智
文書 1 3 7	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委 議員 対副大臣問 1	穀田恵二
文書 1 3 8	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委 議員 対副大臣問 2	穀田恵二
文書 1 3 9	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委 議員 対副大臣問 3	穀田恵二
文書 1 4 0	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委 議員 対副大臣問 4	穀田恵二
文書 1 4 1	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 7 日）衆・外務委 議員 対大臣・政府参考人問 4	青柳仁士
文書 1 4 2	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 8 日）参・外防委 議員 対大臣問 2	井上哲士
文書 1 4 3	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 8 日）参・外防委 議員 対大臣問 2	上田清司
文書 1 4 4	国会答弁資料（令和 4 年 4 月 2 8 日）参・内閣委 議員 対総理問 1	浜田昌良
文書 1 4 5	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委 議員 対副長官問 1	佐藤正久
文書 1 4 6	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委 議員 対政府参考人問 1	佐藤正久
文書 1 4 7	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委 議員 対副大臣問 2	佐藤正久
文書 1 4 8	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 1 7 日）参・外防委 議員 対大臣問 3	小西洋之
文書 1 4 9	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）参・本会議 議員 対総理問 3	田村智子
文書 1 5 0	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）参・本会議 議員 対総理問 5	白眞勲議
文書 1 5 1	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）衆・本会議 議員 対総理問 1	金村龍那
文書 1 5 2	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）衆・本会議 議員 対総理問 2	金村龍那

文書 1 5 3	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 5 日）衆・本会議 議員 対総理問 2	重徳和彦
文書 1 5 4	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委 典議員 対総理問 2	小野寺五
文書 1 5 5	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委 典議員 対総理問 3	小野寺五
文書 1 5 6	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委 典議員 対官房長官問 1	小野寺五
文書 1 5 7	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委 典議員 対大臣問 4	小野寺五
文書 1 5 8	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委 典議員 対政府参考人問 1	小野寺五
文書 1 5 9	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委 員 対総理想定問 1 0	泉健太議
文書 1 6 0	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 6 日）衆・予算委 員 対大臣想定問 1	泉健太議
文書 1 6 1	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委 員 対総理問 7	宮本徹議
文書 1 6 2	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委 員 対大臣問	宮本徹議
文書 1 6 3	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委 郎議員 対総理問 4	緒方林太
文書 1 6 4	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委 郎議員 対大臣問 2	緒方林太
文書 1 6 5	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委 議員 対総理問 2	青柳仁士
文書 1 6 6	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委 議員 対大臣問 2	青柳仁士
文書 1 6 7	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委 議員 対総理問 4	大串博志
文書 1 6 8	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委 議員 対総理問 5	大串博志
文書 1 6 9	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委 議員 対大臣問 1	大串博志
文書 1 7 0	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 2 7 日）衆・予算委 議員 対大臣問 2	大串博志
文書 1 7 1	国会答弁資料（令和 4 年 5 月 3 0 日）参・予算委 議員 対総理問 4	三浦信祐

文書 172 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 30 日）参・予算委 三浦信祐
 議員 対大臣問 1
 文書 173 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 30 日）参・予算委 小西洋之
 議員 対総理問 8
 文書 174 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 31 日）参・予算委 小池晃議
 員 対総理問 6
 文書 175 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 31 日）参・予算委 小池晃議
 員 対総理問 7
 文書 176 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 31 日）参・予算委 小池晃議
 員 対大臣問 1
 文書 177 国会答弁資料（令和 4 年 5 月 31 日）参・予算委 小池晃議
 員 対大臣問 6
 文書 178 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 1 日）衆・予算委 泉健太議員
 対大臣想定問 2
 文書 179 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 1 日）衆・予算委 泉健太議員
 対大臣想定問 3
 文書 180 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 2 日）参・外防委 上田清司議
 員 対大臣問 1
 文書 181 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 2 日）参・外防委 田島麻衣子
 議員 対大臣問 1
 文書 182 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 白眞勲議員
 対総理問 5
 文書 183 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 福山哲郎議
 員 対総理問 4
 文書 184 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 福山哲郎議
 員 対総理問 6
 文書 185 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 福山哲郎議
 員 対政府参考人問 6
 文書 186 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）参・予算委 片山さつき
 議員 対総理問 3
 文書 187 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 岩谷良平議
 員 対大臣問 4
 文書 188 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 岩谷良平議
 員 対大臣問 5
 文書 189 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 玄葉光一郎
 議員 対大臣想定問 3
 文書 190 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 玄葉光一郎
 議員 対大臣想定問 5

文書 191 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 美延映夫議員 対大臣問 5

文書 192 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 3 日）衆・安保委 美延映夫議員 対政府参考人問 6

文書 193 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 13 日）参・決算委 杉尾秀哉議員 対総理想定問 4

文書 194 国会答弁資料（令和 4 年 6 月 13 日）参・決算委 杉尾秀哉議員 対総理想定問 5

文書 195 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 5 日）衆・本会議 上川陽子議員 対総理問 2

文書 196 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 5 日）衆・本会議 上川陽子議員 対総理問 19

文書 197 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 5 日）衆・本会議 泉健太議員 対総理問 14

文書 198 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 6 日）参・本会議 田名部匡代議員 対総理問 7

文書 199 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 6 日）衆・本会議 石井啓一議員 対総理問 17

文書 200 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 6 日）衆・本会議 馬場伸幸議員 対総理問 1

文書 201 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 7 日）参・本会議 小池晃議員 対総理問 14

文書 202 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 7 日）参・本会議 牧野たかお議員 対総理問 10

文書 203 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 14 日）衆・予算委 萩生田光一議員 対総理問 3

文書 204 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 17 日）参・予算委 岡田克也議員 対官房長官問 2

文書 205 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 17 日）衆・予算委 岡田克也議員 対総理問 4

文書 206 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 17 日）衆・予算委 岡田克也議員 対総理問 5

文書 207 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 18 日）衆・予算委 長妻昭議員 対総理問 7

文書 208 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 19 日）参・予算委 小西洋之議員 対総理問 16

文書 209 国会答弁資料（令和 4 年 10 月 20 日）参・予算委 山添拓議員 対総理問 9

文書 2 1 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 4 日）衆・予算委 藺浦健太郎議員 対政府参考人問

文書 2 1 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 4 日）衆・予算委 藺浦健太郎議員 対総理問 1

文書 2 1 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 4 日）衆・予算委 守島正議員 対政府参考人問

文書 2 1 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 4 日）衆・予算委 守島正議員 対総理問 4

文書 2 1 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 6 日）衆・外務委 青山大人議員 対政府参考人問 1

文書 2 1 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 6 日）衆・外務委 青山大人議員 対政府参考人問 2

文書 2 1 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 8 日）衆・内閣委 太英志議員 対官房長官問 1

文書 2 1 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 8 日）衆・内閣委 太英志議員 対政府参考人問 1

文書 2 1 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 0 月 2 8 日）衆・内閣委 平将明議員 対政府参考人問 1

文書 2 1 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 日）参・内閣委 柴田巧議員 対官房長官問 4

文書 2 2 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 日）参・内閣委 柴田巧議員 対官房長官問 5

文書 2 2 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 日）参・内閣委 柴田巧議員 対政府参考人問 1

文書 2 2 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 日）参・内閣委 柴田巧議員 対政府参考人問 2

文書 2 2 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 4 日）衆・内閣委 太英志議員 対官房長官問 1

文書 2 2 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 4 日）衆・内閣委 太英志議員 対官房長官問 3

文書 2 2 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 4 日）衆・内閣委 太英志議員 対政府参考人問 1

文書 2 2 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 4 日）衆・内閣委 太英志議員 対政府参考人問 2

文書 2 2 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 8 日）参・外防委 伊波洋一議員 対政府参考人問

文書 2 2 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議員 対官房長官問 1

文書 2 2 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 8 日）参・内閣委 柴田巧議員 対政府参考人問
 文書 2 3 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 0 日）参・外防委 山添拓議員 対政府参考人問
 文書 2 3 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 1 6 日）衆・内閣委 太栄志議員 対官房長官問 1
 文書 2 3 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 1 日）衆・本会議 井上信治委員 対総理問 1
 文書 2 3 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 1 日）衆・本会議 高橋千鶴子議員 対総理問 1 0
 文書 2 3 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 2 日）参・本会議 音喜多駿議員 対総理問 6
 文書 2 3 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）参・厚労委 東徹議員 対総理問 1
 文書 2 3 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 5 日）衆・予算委 若宮健嗣議員 対政府参考人問
 文書 2 3 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 5 日）衆・予算委 若宮健嗣議員 対総理問 3
 文書 2 3 8 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 5 日）衆・予算委 赤澤亮正議員 対総理問 2
 文書 2 3 9 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 8 日）衆・予算委 玉木雄一郎議員 対総理 6
 文書 2 4 0 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 8 日）衆・予算委 馬場伸幸議員 対官房長官問
 文書 2 4 1 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 8 日）衆・予算委 馬場伸幸議員 対総理問 1
 文書 2 4 2 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 9 日）衆・予算委 宮本徹議員 対総理問 4
 文書 2 4 3 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 2 9 日）衆・予算委 青柳仁士議員 対総理問 2
 文書 2 4 4 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 3 0 日）参・予算委 福山哲郎議員 対官房長官問 1
 文書 2 4 5 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 3 0 日）参・予算委 福山哲郎議員 対総理問 1 4
 文書 2 4 6 国会答弁資料（令和 4 年 1 1 月 3 0 日）参・予算委 堀井巖議員 対総理問 1 0
 文書 2 4 7 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 1 日）参・予算委 石川博崇議員 対官房長官問 1

- 文書 248 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 1 日）参・予算委 石川博崇
議員 対総理問 8
- 文書 249 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 1 日）参・予算委 田村智子
議員 対総理問 1 2
- 文書 250 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 2 日）参・予算委 福島みず
ほ議員 対総理問 2
- 文書 251 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 6 日）参・外防委 金子道仁
議員 対官房副長官問 1
- 文書 252 国会答弁資料（令和 4 年 1 2 月 6 日）参・外防委 金子道仁
議員 対政府参考人問 2
- 文書 253 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 3 年 1 1 月 2 6 日）
- 文書 254 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 3 年 1 2 月 2 8 日）
- 文書 255 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 1 月 2 8 日）
- 文書 256 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 4 月 8 日）
- 文書 257 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 4 月 2 5 日）
- 文書 258 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 6 月 2 日）
- 文書 259 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 6 月 1 4 日）
- 文書 260 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 7 月 2 5 日）
- 文書 261 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 8 月 2 4 日）
- 文書 262 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 8 月 3 0 日）
- 文書 263 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 9 月 2 日）
- 文書 264 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 1 0 月 1 3 日）
- 文書 265 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 1 0 月 3 1 日）
- 文書 266 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 1 1 月 1 0 日）

- 文書 2 6 7 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）
- 文書 2 6 8 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 5 日）
- 文書 2 6 9 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 7 日）
- 文書 2 7 0 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【四大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 1 4 日）
- 文書 2 7 1 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について
【九大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）
- 文書 2 7 2 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 3 年 1 1
月 2 6 日）
- 文書 2 7 3 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 3 年 1 2
月 2 8 日）
- 文書 2 7 4 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 1 月
2 8 日）
- 文書 2 7 5 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 4 月
8 日）
- 文書 2 7 6 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 4 月
2 5 日）
- 文書 2 7 7 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 6 月
2 日）
- 文書 2 7 8 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 6 月
1 4 日）
- 文書 2 7 9 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 7 月
2 5 日）
- 文書 2 8 0 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 8 月
2 4 日）
- 文書 2 8 1 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 8 月
3 0 日）
- 文書 2 8 2 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 9 月
2 日）
- 文書 2 8 3 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 1 0
月 1 3 日）
- 文書 2 8 4 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 1 0
月 3 1 日）
- 文書 2 8 5 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 1 1
月 1 0 日）

文書 286 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）
文書 287 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 5 日）
文書 288 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 7 日）
文書 289 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 1 4 日）
文書 290 国家安全保障会議議事の記録【九大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）
文書 291 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 3 年 1 1 月 2 6 日）
文書 292 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 3 年 1 2 月 2 8 日）
文書 293 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 1 月 2 8 日）
文書 294 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 4 月 8 日）
文書 295 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 4 月 2 5 日）
文書 296 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 6 月 2 日）
文書 297 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 6 月 1 4 日）
文書 298 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 7 月 2 5 日）
文書 299 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 8 月 2 4 日）
文書 300 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 8 月 3 0 日）
文書 301 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 9 月 2 日）
文書 302 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 1 0 月 1 3 日）
文書 303 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 1 0 月 3 1 日）
文書 304 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 1 1 月 1 0 日）

- 文書 3 0 5 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 1 1 月 2 4 日）
- 文書 3 0 6 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 1 2 月 5 日）
- 文書 3 0 7 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 1 2 月 7 日）
- 文書 3 0 8 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 1 2 月 1 4 日）
- 文書 3 0 9 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）
- 文書 3 1 0 国家安全保障戦略について（諮問）（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）
- 文書 3 1 1 国家安全保障戦略について（答申）（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）
- 文書 3 1 2 国家防衛戦略について（諮問）（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）
- 文書 3 1 3 国家防衛戦略について（答申）（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）
- 文書 3 1 4 防衛力整備計画について（諮問）（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）
- 文書 3 1 5 防衛力整備計画について（答申）（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）
- 文書 3 1 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換 実施前貼り出し
- 文書 3 1 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 3 1 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 議事次第
- 文書 3 1 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 配席図
- 文書 3 2 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 2 1 本意見交換に係る情報保全等について
- 文書 3 2 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 資料 1
- 文書 3 2 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 資料 2
- 文書 3 2 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 3 2 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 2 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 回） 貼り出し

- 文書 3 2 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 3 2 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事次第
- 文書 3 2 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 配席図
- 文書 3 3 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 3 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） V T C 想定問
- 文書 3 3 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事進行要領
- 文書 3 3 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 局長冒頭発言案
- 文書 3 3 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議論の主な視点
- 文書 3 3 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 資料 1
- 文書 3 3 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 資料 2
- 文書 3 3 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 資料 3
- 文書 3 3 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 3 3 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 4 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 2 回） 貼り出し
- 文書 3 4 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 3 4 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事次第
- 文書 3 4 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 配席図
- 文書 3 4 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 4 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事進行要領

- 文書 3 4 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 局長冒頭発言案
- 文書 3 4 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議論の主な視点
- 文書 3 4 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 1
- 文書 3 4 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 2
- 文書 3 5 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 3
- 文書 3 5 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 4
- 文書 3 5 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 資料 5
- 文書 3 5 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 3 5 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 5 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 3 回） 貼り出し
- 文書 3 5 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 出席に係る経費の支出について
- 文書 3 5 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事次第
- 文書 3 5 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 配席図
- 文書 3 5 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 6 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事進行要領
- 文書 3 6 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 局長冒頭発言案
- 文書 3 6 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議論の主な視点
- 文書 3 6 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 資料 1
- 文書 3 6 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 資料 2

- 文書 3 6 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 資料 3
- 文書 3 6 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 3 6 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 6 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 4 回） 貼り出し
- 文書 3 6 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 3 7 0 「新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換」に関する旅行依頼等について
- 文書 3 7 1 旅費精算請求書
- 文書 3 7 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事次第
- 文書 3 7 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 配席図
- 文書 3 7 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 7 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事進行要領
- 文書 3 7 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 局長冒頭発言案
- 文書 3 7 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議論の主な視点
- 文書 3 7 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 資料 1
- 文書 3 7 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 資料 2
- 文書 3 8 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 3 8 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 8 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 5 回） 貼り出し
- 文書 3 8 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回）出席に係る経費の支出について

- 文書 3 8 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 議事次第
- 文書 3 8 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 配席図
- 文書 3 8 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 8 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 議事進行要領
- 文書 3 8 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 局長冒頭発言案
- 文書 3 8 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 議論の主な視点
- 文書 3 9 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 資料 1
- 文書 3 9 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 資料 2
- 文書 3 9 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 3 9 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 3 9 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 6 回） 貼り出し
- 文書 3 9 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 7 回） 出席に係る経費の支出について
- 文書 3 9 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 7 回） 議事次第
- 文書 3 9 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 7 回） 配席図
- 文書 3 9 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 7 回） 事後対外応答要領
- 文書 3 9 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 7 回） 議事進行要領
- 文書 4 0 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 7 回） 局長冒頭発言案
- 文書 4 0 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 7 回） 議論の主な視点
- 文書 4 0 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 7 回） 資料 1

- 文書４０３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第７回） 資料２
- 文書４０４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第７回） 資料３
- 文書４０５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第７回） 資料４
- 文書４０６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第７回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書４０７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第７回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書４０８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第７回） 貼り出し
- 文書４０９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回）出席に係る経費の支出について
- 文書４１０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 議事次第
- 文書４１１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 配席図
- 文書４１２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 事後対外応答要領
- 文書４１３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 議事進行要領
- 文書４１４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 局長冒頭発言案
- 文書４１５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 議論の主な視点
- 文書４１６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 資料１
- 文書４１７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 資料２
- 文書４１８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 資料３
- 文書４１９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 資料４
- 文書４２０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書４２１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 議事概要（発言者名あり）

- 文書４２２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第８回） 貼り出し
- 文書４２３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回）出席に係る経費の支出について
- 文書４２４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 議事次第
- 文書４２５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 配席図
- 文書４２６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 事後対外応答要領
- 文書４２７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 議事進行要領
- 文書４２８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 局長冒頭発言案
- 文書４２９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 議論の主な視点
- 文書４３０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 資料１
- 文書４３１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 資料２
- 文書４３２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 資料３
- 文書４３３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 資料４
- 文書４３４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 資料５
- 文書４３５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書４３６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書４３７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第９回） 貼り出し
- 文書４３８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回）出席に係る経費の支出について
- 文書４３９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 議事次第
- 文書４４０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１０回） 配席図

- 文書 4 4 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 0 回） 事後対外応答要領
- 文書 4 4 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 0 回） 議事進行要領
- 文書 4 4 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 0 回） 局長冒頭発言案
- 文書 4 4 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 0 回） 議論の主な視点
- 文書 4 4 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 0 回） 資料 1
- 文書 4 4 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 0 回） 資料 2
- 文書 4 4 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 0 回） 資料 3
- 文書 4 4 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 0 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 4 4 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 0 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 4 5 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 0 回） 貼り出し
- 文書 4 5 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 1 回） 出席に係る経費の支出について
- 文書 4 5 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 1 回） 議事次第
- 文書 4 5 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 1 回） 配席図
- 文書 4 5 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 1 回） 事後対外応答要領
- 文書 4 5 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 1 回） 議事進行要領
- 文書 4 5 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 1 回） 局長冒頭発言案
- 文書 4 5 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 1 回） 議論の主な視点
- 文書 4 5 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 1 回） 資料 1
- 文書 4 5 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 1 回） 資料 2

- 文書４６０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書４６１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書４６２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１１回） 貼り出し
- 文書４６３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 出席に係る経費の支出について
- 文書４６４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事次第
- 文書４６５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 配席図
- 文書４６６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 事後対外応答要領
- 文書４６７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事進行要領
- 文書４６８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 局長冒頭発言案
- 文書４６９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書４７０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 資料１
- 文書４７１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 資料２
- 文書４７２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書４７３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書４７４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１２回） 貼り出し
- 文書４７５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 出席に係る経費の支出について
- 文書４７６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事次第
- 文書４７７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 配席図
- 文書４７８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 事後対外応答要領

- 文書４７９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事進行要領
- 文書４８０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 局長冒頭発言案
- 文書４８１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書４８２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 資料１
- 文書４８３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 資料２
- 文書４８４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 資料３
- 文書４８５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書４８６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書４８７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１３回） 貼り出し
- 文書４８８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 出席に係る経費の支出について
- 文書４８９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事次第
- 文書４９０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 配席図
- 文書４９１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 事後対外応答要領
- 文書４９２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事進行要領
- 文書４９３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 局長冒頭発言案
- 文書４９４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書４９５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 資料１
- 文書４９６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 資料２
- 文書４９７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事概要（発言者名なし）

- 文書４９８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書４９９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１４回） 貼り出し
- 文書５００ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回）出席に係る経費の支出について
- 文書５０１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議事次第
- 文書５０２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 配席図
- 文書５０３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 事後対外応答要領
- 文書５０４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議事進行要領
- 文書５０５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 局長冒頭発言案
- 文書５０６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書５０７ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 資料
- 文書５０８ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 議事概要
- 文書５０９ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１５回） 貼り出し
- 文書５１０ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回）出席に係る経費の支出について
- 文書５１１ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議事次第
- 文書５１２ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 配席図
- 文書５１３ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 事後対外応答要領
- 文書５１４ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議事進行要領
- 文書５１５ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 局長冒頭発言案
- 文書５１６ 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第１６回） 議論の主な視点（関心事項）

- 文書 5 1 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 6 回） 資料 1
- 文書 5 1 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 6 回） 資料 2
- 文書 5 1 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 6 回） 資料 3
- 文書 5 2 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 6 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 5 2 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 6 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 5 2 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 6 回） 貼り出し
- 文書 5 2 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 7 回）出席に係る経費の支出について
- 文書 5 2 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 7 回） 議事次第
- 文書 5 2 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 7 回） 配席図
- 文書 5 2 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 7 回） 事後対外応答要領
- 文書 5 2 7 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 7 回） 議事進行要領
- 文書 5 2 8 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 7 回） 局長冒頭発言案
- 文書 5 2 9 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 7 回） 議論の主な視点（関心事項）
- 文書 5 3 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 7 回） 資料 1
- 文書 5 3 1 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 7 回） 資料 2
- 文書 5 3 2 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 7 回） 資料 3
- 文書 5 3 3 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 7 回） 議事概要（発言者名なし）
- 文書 5 3 4 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 7 回） 議事概要（発言者名あり）
- 文書 5 3 5 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換（第 1 7 回） 貼り出し

- 文書 5 3 6 新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換の議論の要旨公表
- 文書 5 3 7 日本維新の会 外務安保部会（令和 4 年 4 月 7 日） 国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛力整備計画について
- 文書 5 3 8 日本維新の会 外務安保部会（令和 4 年 4 月 7 日） 我が国の防衛政策
- 文書 5 3 9 日本維新の会 外務安保部会（令和 4 年 4 月 7 日） 防衛力の抜本的強化に向けて
- 文書 5 4 0 新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言（令和 4 年 4 月 2 6 日 自由民主党）
- 文書 5 4 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 会議案内
- 文書 5 4 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料（情勢認識表（NSS））
- 文書 5 4 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料（国際情勢（外務省））
- 文書 5 4 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料（日豪・日印（外務省））
- 文書 5 4 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 回） 資料（国際情勢（防衛省））
- 文書 5 4 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 2 回） 会議案内
- 文書 5 4 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 2 回） 資料（NSS）
- 文書 5 4 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 会議案内
- 文書 5 4 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－0
- 文書 5 5 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－1
- 文書 5 5 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－2
- 文書 5 5 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－3
- 文書 5 5 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－4
- 文書 5 5 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1－5

- 文書 5 5 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 1 - 6
- 文書 5 5 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2 - 0
- 文書 5 5 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2 - 1
- 文書 5 5 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2 - 2
- 文書 5 5 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2 - 3
- 文書 5 6 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2 - 4
- 文書 5 6 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2 - 5
- 文書 5 6 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2 - 6
- 文書 5 6 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 2 - 7
- 文書 5 6 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 3 回） 資料 3（継戦能力・抗たん性（防衛省））
- 文書 5 6 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 4 回） 会議案内
- 文書 5 6 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 4 回） 資料 1 - 1（NSS）
- 文書 5 6 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 4 回） 資料 1 - 2（NISC）
- 文書 5 6 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 4 回） 資料 2 - 1
- 文書 5 6 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 4 回） 資料 2 - 2
- 文書 5 7 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 4 回） 用語の定義
- 文書 5 7 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 5 回） 会議案内
- 文書 5 7 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 5 回） 資料 1 - 0
- 文書 5 7 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 5 回） 資料 1 - 1

- 文書 5 7 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 5 回） 資料 1 - 2
- 文書 5 7 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 5 回） 資料 1 - 3
- 文書 5 7 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 5 回） 資料 1 - 4
- 文書 5 7 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 5 回） 資料 1 - 5
- 文書 5 7 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 5 回） 資料 1 - 6
- 文書 5 7 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 5 回） 資料 1 - 7
- 文書 5 8 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 5 回） 資料 2（事態室）
- 文書 5 8 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 5 回） 資料 3 - 1（防衛省）
- 文書 5 8 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 5 回） 資料 3 - 2（防衛省）
- 文書 5 8 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 6 回） 会議案内
- 文書 5 8 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 6 回） 資料 1（防衛省）
- 文書 5 8 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 6 回） 資料 2（NSS）
- 文書 5 8 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 6 回） 席上回収資料 1（外務省作成）
- 文書 5 8 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 6 回） 席上回収資料 2
- 文書 5 8 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 7 回） 会議案内
- 文書 5 8 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 7 回） 資料 1
- 文書 5 9 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 7 回） 資料 2 - 1（防衛省）
- 文書 5 9 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 7 回） 資料 2 - 2（席上回収資料）（防衛省）
- 文書 5 9 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 7 回） 資料 2 - 3

- 文書 5 9 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 8 回） 会議案内
- 文書 5 9 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 8 回） 資料 1 - 1
- 文書 5 9 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 8 回） 資料 1 - 2
- 文書 5 9 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 8 回） 資料 2 - 1（防衛省）
- 文書 5 9 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 8 回） 資料 2 - 2（防衛省）
- 文書 5 9 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 8 回） 席上回収資料（防衛省）
- 文書 5 9 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 9 回） 会議案内
- 文書 6 0 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 9 回） 資料 1（NSS）（席上回収資料）
- 文書 6 0 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 9 回） 資料 2（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 0 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 9 回） 資料 3（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 0 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 9 回） 資料 4（NSS、防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 0 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 9 回） 資料 5（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 0 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 10 回） 会議案内
- 文書 6 0 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 10 回） 資料（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 0 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 11 回・第 12 回） 会議案内
- 文書 6 0 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 11 回） 資料（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 0 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 11 回・第 12 回） 会議案内
- 文書 6 1 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 12 回） 資料 1（NSS）（席上回収資料）
- 文書 6 1 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 12 回） 資料 2（NSS）（席上回収資料）

- 文書 6 1 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 2 回） 資料 3（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 1 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 2 回） 資料 4（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 1 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 2 回） 参考資料（NSS）（席上回収資料）
- 文書 6 1 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 3 回） 会議案内
- 文書 6 1 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 3 回） 資料 1（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 1 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 3 回） 資料 2（NSS）（席上回収資料）
- 文書 6 1 8 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 3 回） 資料 3（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 1 9 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 3 回） 資料 4（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 2 0 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 4 回） 会議案内
- 文書 6 2 1 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 4 回） 資料 1（NSS）（席上回収資料）
- 文書 6 2 2 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 4 回） 資料 2（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 2 3 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 4 回） 資料 3（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 2 4 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 5 回） 会議案内
- 文書 6 2 5 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 5 回） 資料 1（NSS）（席上回収資料）
- 文書 6 2 6 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 5 回） 資料 2（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 2 7 与党国家安全保障戦略等に関する検討ワーキングチーム（第 1 5 回） 資料 3（防衛省）（席上回収資料）
- 文書 6 2 8 「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」報告書
- 文書 6 2 9 国家安全保障戦略【P】
- 文書 6 3 0 2 2 0 8 2 5 公明党 外交安全保障調査会（第 2 回勉強会）
会議案内
- 文書 6 3 1 2 2 0 8 2 5 公明党 外交安全保障調査会（第 2 回勉強会）
資料（防衛省）

文書 6 3 2 2 2 0 9 0 7 公明党 外交安全保障調査会（第 4 回勉強会）
会議案内

文書 6 3 3 2 2 0 9 0 7 公明党 外交安全保障調査会（第 4 回勉強会）
資料（防衛省）

文書 6 3 4 2 2 0 9 1 4 公明党 外交安全保障調査会（第 5 回勉強会）
会議案内

文書 6 3 5 2 2 0 9 1 4 公明党 外交安全保障調査会（第 5 回勉強会）
資料（防衛省）

文書 6 3 6 2 2 0 9 1 5 公明党 外交安全保障調査会（第 6 回勉強会）
会議案内

文書 6 3 7 2 2 0 9 1 5 公明党 外交安全保障調査会（第 6 回勉強会）
資料（防衛省）

文書 6 3 8 2 2 0 9 2 1 公明党 外交安全保障調査会（第 7 回勉強会）
会議案内

文書 6 3 9 2 2 0 9 2 1 公明党 外交安全保障調査会（第 7 回勉強会）
資料（防衛省）

文書 6 4 0 2 2 0 9 2 8 公明党 外交安全保障調査会（第 9 回勉強会）
会議案内

文書 6 4 1 2 2 0 9 2 8 公明党 外交安全保障調査会（第 9 回勉強会）
資料 1（防衛省）

文書 6 4 2 2 2 0 9 2 8 公明党 外交安全保障調査会（第 9 回勉強会）
資料 2（外務省）

文書 6 4 3 2 2 0 9 2 8 公明党 外交安全保障調査会（第 9 回勉強会）
資料 3（事態室）

文書 6 4 4 2 2 1 0 0 4 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
会議案内

文書 6 4 5 2 2 1 0 0 4 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
資料 1（NSS）

文書 6 4 6 2 2 1 0 0 5 公明党 外交安全保障調査会（第 1 1 回勉強会
最終回）、北朝鮮問題対策本部合同会議 会議案内

文書 6 4 7 2 2 1 0 0 5 公明党 外交安全保障調査会（第 1 1 回勉強会
最終回）、北朝鮮問題対策本部合同会議 資料 1（防衛省）

文書 6 4 8 2 2 1 0 0 5 公明党 外交安全保障調査会（第 1 1 回勉強会
最終回）、北朝鮮問題対策本部合同会議 資料 2（防衛省）

文書 6 4 9 2 2 1 2 0 5 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
会議案内

文書 6 5 0 2 2 1 2 0 5 自民党 国防部会・安全保障調査会合同会議
資料 1（NSS）

文書 6 5 1	2 2 1 2 0 5 自民党	国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 2 (N S S)
文書 6 5 2	2 2 1 2 0 8 公明党	外交安全保障調査会 会議案内
文書 6 5 3	2 2 1 2 0 8 公明党	外交安全保障調査会 資料 1 - 1 (N S S)
文書 6 5 4	2 2 1 2 0 8 公明党	外交安全保障調査会 資料 1 - 2 (N S S)
文書 6 5 5	2 2 1 2 0 8 公明党	外交安全保障調査会 資料 2 (防衛省)
文書 6 5 6	2 2 1 2 0 8 公明党	外交安全保障調査会 資料 3 (防衛省)
文書 6 5 7	2 2 1 2 0 9 公明党	外交安全保障調査会 会議案内
文書 6 5 8	2 2 1 2 0 9 公明党	外交安全保障調査会 資料 1 - 1 (N S S)
文書 6 5 9	2 2 1 2 0 9 公明党	外交安全保障調査会 資料 1 - 2 (N S S)
文書 6 6 0	2 2 1 2 0 9 公明党	外交安全保障調査会 資料 2 (防衛省)
文書 6 6 1	2 2 1 2 0 9 公明党	外交安全保障調査会 資料 3 (防衛省)
文書 6 6 2	2 2 1 2 1 3 自民党	国防部会・安全保障調査会合同会議 会議案内
文書 6 6 3	2 2 1 2 1 3 自民党	国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 1 (N S S)
文書 6 6 4	2 2 1 2 1 3 自民党	国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 2 (防衛省)
文書 6 6 5	2 2 1 2 1 3 自民党	国防部会・安全保障調査会合同会議 資料 3 (防衛省)
文書 6 6 6	2 2 1 2 1 6 自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者 会議 会議案内
文書 6 6 7	2 2 1 2 1 6 自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者 会議 資料 1 (N S S)
文書 6 6 8	2 2 1 2 1 6 自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者 会議 資料 2 - 1 (N S S)
文書 6 6 9	2 2 1 2 1 6 自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者 会議 資料 2 - 2 (N S S)
文書 6 7 0	2 2 1 2 1 6 自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者 会議 資料 2 - 3 (N S S)
文書 6 7 1	2 2 1 2 1 6 自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者 会議 資料 3 - 1 (防衛省)
文書 6 7 2	2 2 1 2 1 6 自民党	政調審議会、総務会、与党政策責任者 会議 資料 3 - 2 (防衛省)

文書 6 7 3	2 2 1 2 1 6 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者 会議 資料 3－3（防衛省）	
文書 6 7 4	2 2 1 2 1 6 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者 会議 資料 4－1（防衛省）	
文書 6 7 5	2 2 1 2 1 6 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者 会議 資料 4－2（防衛省）	
文書 6 7 6	2 2 1 2 1 6 自民党 政調審議会、総務会、与党政策責任者 会議 資料 4－3（防衛省）	
文書 6 7 7	国家安全保障戦略について 決裁紙	
文書 6 7 8	国家安全保障戦略について 閣議決定表紙案	
文書 6 7 9	国家安全保障戦略について 閣議付議持込（本体）	
文書 6 8 0	国家安全保障戦略について 閣議案件登録票	
文書 6 8 1	「国家安全保障戦略について」について（協議）	事務連絡
文書 6 8 2	「国家安全保障戦略について」について（協議）	別紙 1
文書 6 8 3	「国家安全保障戦略について」について（協議）	別紙 2
文書 6 8 4	「国家安全保障戦略について」について（協議）	国家安全 保障戦略【P】
文書 6 8 5	「国家安全保障戦略について」について（協議）	意見（内 閣官房内閣衛星情報センター）
文書 6 8 6	「国家安全保障戦略について」について（協議）	意見（内 閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
文書 6 8 7	「国家安全保障戦略について」について（協議）	意見（総 務省）
文書 6 8 8	「国家安全保障戦略について」について（協議）	意見（財 務省）
文書 6 8 9	「国家安全保障戦略について」について（協議）	意見（厚 生労働省）
文書 6 9 0	「国家安全保障戦略について」について（協議）	意見（防 衛省）
文書 6 9 1	「国家安全保障戦略について」について（協議）	協議対象 文書の取扱者（デジタル庁）
文書 6 9 2	「国家安全保障戦略について」について（協議）	協議対象 文書の取扱者（会計検査院）
文書 6 9 3	「国家安全保障戦略について」について（協議）	協議対象 文書の取扱者（宮内庁）
文書 6 9 4	「国家安全保障戦略について」について（協議）	協議対象 文書の取扱者（経済産業省）

文書 6 9 5	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（警察庁）	協議対象
文書 6 9 6	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（厚生労働省）	協議対象
文書 6 9 7	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（国土交通省）	協議対象
文書 6 9 8	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（財務省）	協議対象
文書 6 9 9	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（人事院）	協議対象
文書 7 0 0	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（総務省）	協議対象
文書 7 0 1	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（内閣府）	協議対象
文書 7 0 2	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（農林水産省）	協議対象
文書 7 0 3	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（文部科学省）	協議対象
文書 7 0 4	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（法務省）	協議対象
文書 7 0 5	「国家安全保障戦略について」について（協議） 文書の取扱者（防衛省）	協議対象
文書 7 0 6	「国家安全保障戦略について」について（協議） (内閣官房)	展開先
文書 7 0 7	「国家安全保障戦略について」について（協議） 内閣衛星情報センター意見への回答	内閣官房
文書 7 0 8	「国家安全保障戦略について」について（協議） 副長官補（事態対処・危機管理担当）付意見への回答	内閣官房
文書 7 0 9	「国家安全保障戦略について」について（協議） 見への回答	総務省意
文書 7 1 0	「国家安全保障戦略について」について（協議） 見への回答	財務省意
文書 7 1 1	「国家安全保障戦略について」について（協議） 省意見への回答	厚生労働
文書 7 1 2	「国家安全保障戦略について」について（協議） 見への回答	防衛省意
文書 7 1 3	「国家安全保障戦略について」について（協議） (財務省)	再意見

- 文書 7 1 4 国家安全保障戦略等の改定に対する提言書（日本維新の会）
- 文書 7 1 5 国民民主党の安全保障政策 2 0 2 2
- 文書 7 1 6 HP掲載資料 「国家安全保障戦略」概要（令和 4 年 1 2 月 1 6 日）
- 文書 7 1 7 HP掲載資料 「国家安全保障戦略」（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）
- 文書 7 1 8 HP掲載資料 N a t i o n a l S e c u r i t y S t r a t e g y （N S S）－E n g l i s h V e r s i o n－
- 文書 7 1 9 記者ブリーフ資料 新たな 3 文書の体系の考え方
- 文書 7 2 0 記者ブリーフ資料 国家安全保障戦略（概要）
- 文書 7 2 1 記者ブリーフ資料 国家安全保障戦略
- 文書 7 2 2 記者ブリーフ資料 国家防衛戦略（概要）
- 文書 7 2 3 記者ブリーフ資料 国家防衛戦略
- 文書 7 2 4 記者ブリーフ資料 次期防衛力整備計画について
- 文書 7 2 5 記者ブリーフ資料 防衛力整備計画
- 文書 7 2 6 論説懇資料 新たな 3 文書の体系の考え方
- 文書 7 2 7 論説懇資料 国家安全保障戦略（概要）
- 文書 7 2 8 論説懇資料 国家安全保障戦略（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）
- 文書 7 2 9 論説懇資料 国家防衛戦略（概要）
- 文書 7 3 0 論説懇資料 国家防衛戦略（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）
- 文書 7 3 1 論説懇資料 防衛力整備計画（令和 4 年 1 2 月 1 6 日 国家安全保障会議・閣議決定）
- 文書 7 3 2 外プレブリーフ資料 （S u m m a r y） N a t i o n a l S e c u r i t y S t r a t e g y o f j a p a n
- 文書 7 3 3 外プレブリーフ資料 N a t i o n a l S e c u r i t y S t r a t e g y o f j a p a n
- 文書 7 3 4 関連資料①
- 文書 7 3 5 関連資料②
- 文書 7 3 6 関連資料③
- 文書 7 3 7 関連資料④
- 文書 7 3 8 関連資料⑤
- 文書 7 3 9 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 3 年 1 1 月 2 6 日）
- 文書 7 4 0 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 3 年 1 2 月 2 8 日）

文書 7 4 1 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 4 月 8 日）
文書 7 4 2 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 6 月 2 日）
文書 7 4 3 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 7 月 2 5 日）
文書 7 4 4 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 9 月 2 日）
文書 7 4 5 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 1 0 月 1 3
日）
文書 7 4 6 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 1 0 月 3 1
日）
文書 7 4 7 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 1 1 月 1 0
日）
文書 7 4 8 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 5 日）
文書 7 4 9 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 7 日）
文書 7 5 0 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（令和 4 年 1 2 月 1 4
日）
文書 7 5 1 幹事会資料

別表 1 (原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由)

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2 1	4 枚目の一部	職員の直通電話番号及び携帯電話番号が記載されており、これらは国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 2 2	5 枚目の一部	
	文書 2 3	5 枚目の下部	
	文書 2 4	5 枚目の一部	
	文書 2 5	3 枚目の一部	
	文書 2 6	2 枚目の一部	
	文書 2 7	1 枚目の下部	
	文書 2 8	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 9	4 枚目の一部	
	文書 3 0	5 枚目の一部	
	文書 3 1	2 枚目の一部	
	文書 3 2	4 枚目下部及び 5 枚目の一部	
	文書 3 3	3 枚目の下部	
	文書 3 4	3 枚目の一部	
	文書 3 5	9 枚目の一部	
	文書 3 6	8 枚目の一部	
	文書 3 7	1 0 枚目一部	
	文書 3 8	9 枚目の一部	
	文書 3 9	5 枚目の下部	
	文書 4 1	9 枚目の一部	
	文書 4 4	8 枚目の一部	
	文書 4 6		
	文書 4 7		
	文書 4 8	2 枚目、3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 2		
	文書 5 3	3 枚目の一部	
	文書 5 4		
	文書 5 5	1 0 枚目の一部	
	文書 5 6	7 枚目の下部	
	文書 5 7	6 枚目の一部	
	文書 5 9	8 枚目の一部	
	文書 6 2	7 枚目の下部	
	6 枚目の一部		

文書 6 3	
文書 6 5	4 枚目の下部
文書 6 6	3 枚目の一部
文書 6 7	
文書 6 8	
文書 6 9	
文書 7 0	2 枚目の一部
文書 7 7	2 枚目、3 枚目、 4 枚目、6 枚目、 7 枚目及び 8 枚目 のそれぞれ一部
文書 8 5	5 枚目の下部
文書 9 8	4 枚目の一部
文書 1 1 5	7 枚目及び 8 枚目 のそれぞれ一部
文書 1 1 6	3 枚目の一部
文書 1 1 7	8 枚目の一部
文書 1 2 2	5 枚目の一部
文書 1 2 3	4 枚目の一部
文書 1 2 4	1 枚目の一部
文書 1 2 5	3 枚目の一部
文書 1 2 7	
文書 1 2 8	3 枚目及び 4 枚目 のそれぞれ一部
文書 1 4 4	4 枚目の一部
文書 1 4 7	1 枚目の一部
文書 1 4 9	3 枚目及び 4 枚目 のそれぞれ一部
文書 1 5 0	
文書 1 5 1	
文書 1 5 2	5 枚目の一部
文書 1 5 3	4 枚目及び 5 枚目 のそれぞれ一部
文書 1 5 4	5 枚目の一部
文書 1 5 5	3 枚目の一部
文書 1 5 6	
文書 1 5 8	
文書 1 5 9	6 枚目の一部

文書 1 6 1	5 枚目の一部
文書 1 6 3	
文書 1 6 5	4 枚目の一部
文書 1 6 7	3 枚目の一部
文書 1 6 8	5 枚目の一部
文書 1 7 1	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 1 7 3	4 枚目の下部
文書 1 7 4	7 枚目の一部
文書 1 7 5	5 枚目の一部
文書 1 8 2	9 枚目の一部
文書 1 8 3	6 枚目の一部
文書 1 8 4	8 枚目の一部
文書 1 8 5	1 3 枚目の一部
文書 1 8 6	6 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部
文書 1 9 3	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 1 9 4	7 枚目の一部
文書 1 9 6	3 枚目の一部
文書 1 9 7	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 1 9 8	7 枚目の一部
文書 1 9 9	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部
文書 2 0 1	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 2 0 2	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部
文書 2 0 3	
文書 2 0 4	1 9 枚目の一部
文書 2 0 5	8 枚目の一部
文書 2 0 6	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部
文書 2 0 7	
文書 2 0 8	2 枚目の一部
文書 2 0 9	6 枚目の一部
文書 2 1 1	4 枚目の一部
文書 2 1 3	

	文書 2 1 6	2 枚目の一部	
	文書 2 1 9	4 枚目の一部	
	文書 2 2 0	2 枚目の一部	
	文書 2 2 3	4 枚目の一部	
	文書 2 2 4	2 枚目の一部	
	文書 2 2 8	7 枚目の一部	
	文書 2 3 1	3 枚目の一部	
	文書 2 3 2	5 枚目の一部	
	文書 2 3 3	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 3 4	5 枚目ないし 7 枚目の一部	
	文書 2 3 5	8 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 3 7	3 枚目の一部	
	文書 2 3 8		
	文書 2 3 9	6 枚目の一部	
	文書 2 4 0	3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 4 1	4 枚目の一部	
	文書 2 4 2		
	文書 2 4 3	5 枚目の一部	
	文書 2 4 4	3 枚目の一部	
	文書 2 4 5	4 枚目の一部	
	文書 2 4 6		
	文書 2 4 7	2 枚目の一部	
	文書 2 4 8	3 枚目の一部	
	文書 2 4 9		
	文書 2 5 0	4 枚目の一部	
	文書 2 5 1	3 枚目の一部	
	文書 7 3	1 枚目の一部	職員の携帯電話番号が記載されており、これらは国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれ
	文書 8 7	2 枚目の一部	
	文書 9 5		
	文書 9 9	1 枚目の一部	
	文書 1 2 6	2 枚目の一部	
	文書 1 3 0	4 枚目の一部	
	文書 1 4 1	1 枚目の一部	

文書 1 6 6	2 枚目の一部	がある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 1 9 5	5 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	職員の直通電話番号、内線番号及び携帯電話番号が記載されており、これらは国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 1 6	1 枚目の一部	職員の直通電話番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 2 6		
文書 3 4 0		
文書 3 5 5		
文書 3 6 8		
文書 3 8 2		
文書 3 9 4		
文書 4 0 8		
文書 4 2 2		
文書 4 3 7		
文書 4 5 0		
文書 4 6 2		
文書 4 7 4		
文書 4 8 7		
文書 4 9 9		
文書 5 0 9		
文書 5 2 2		
文書 5 3 5		
文書 5 3 6		
文書 3 8 3	1 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	職員の直通電話番号又は内線番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、い
文書 3 9 5		
文書 4 0 9		
文書 4 2 3		

文書 4 3 8		たずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 4 5 1		
文書 4 6 3		
文書 4 7 5	1 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 5 0 0	1 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 5 1 0	のそれぞれ一部	
文書 5 2 3	1 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 1 7	1 枚目の一部	職員の内線番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 2 7		
文書 3 4 1		
文書 3 5 6		
文書 3 6 9		
文書 3 7 0		
文書 4 8 8		
文書 6 7 7		
文書 6 8 0	1 枚目の一部	職員の内線番号、直通電話番号、FAX 番号及びメールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 6 8 6	1 枚目の上部	
文書 6 8 7	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ上部	
文書 6 8 8	1 枚目の上部	
文書 6 8 9		
文書 6 9 0		
文書 7 0 8		
文書 7 0 9	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ上部	
文書 7 1 0	1 枚目の上部	
文書 7 1 1		
文書 7 1 2		
文書 7 1 3		
文書 6 8 1	2 枚目の一部	職員の直通電話番号及びメールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場

			合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
2	文書317	6枚目ないし8枚目の下部	職員のIDが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
3	文書23	1枚目の一部及び5枚目の上部	議員レク時の議員とのやり取りに係る情報が記載されており、これらは、各議員に係る個人に関する情報であり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらは、公になっていない議員の活動に関する情報であるところ、これらを公にした場合、議員等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから法5条1号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書27	1枚目の上部	
	文書32	1枚目の一部及び4枚目の上部	
	文書33	1枚目の一部及び3枚目の上部	
	文書35	1枚目の一部	
	文書37		
	文書38		
	文書39	1枚目の一部及び5枚目の上部	
	文書47	1枚目の一部	
	文書48		
	文書49		
	文書51		
	文書55	1枚目の一部及び7枚目の上部	
	文書56	1枚目の一部	
文書59	1枚目の一部及び		

		7 枚目の上部	
	文書 6 0	1 枚目の一部	
	文書 6 1		
	文書 6 5	1 枚目の一部及び 4 枚目の上部	
	文書 6 6	1 枚目の一部	
	文書 7 0		
	文書 7 4		
	文書 7 5		
	文書 7 6		
	文書 7 7		
	文書 7 8		
	文書 7 9		
	文書 8 1		
	文書 8 3		
	文書 8 4		
	文書 8 5	1 枚目の一部及び 5 枚目の上部	
	文書 8 6	1 枚目の一部	
	文書 8 7		
	文書 9 4		
	文書 9 5		
	文書 1 0 8		
	文書 1 1 3		
	文書 1 2 6		
	文書 1 2 9		
	文書 1 3 0	1 枚目及び 4 枚目 のそれぞれ一部	
	文書 1 3 5	1 枚目の一部	
	文書 1 3 6		
	文書 1 3 7		
	文書 1 4 0		
	文書 1 4 3		
	文書 1 4 5		
	文書 1 4 6		
	文書 1 7 3	1 枚目の一部及び 4 枚目の上部	

	文書 1 8 2	1 枚目の一部	
	文書 2 0 3	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 1 2	1 枚目の一部	
	文書 2 1 3	1 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 1 9	1 枚目の一部	
	文書 2 2 1		
	文書 2 2 8		
	文書 2 2 9		
	文書 2 3 6		
	文書 2 3 7	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 5 1	1 枚目の一部	
	文書 2 5 2		
	文書 3 6	1 枚目の一部	議員の発言に係る情報が記載されており、これらは、各議員に係る個人に関する情報であり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらは、公になっていない議員の活動に関する情報であるところ、これらを公にした場合、議員等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから法 5 条 1 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 4 1			
4	文書 2 5 3	1 枚目の「 2 . 」	従前詳細を公にしていない国家安全保障会議の開催場所が記載されている。これらを公にした場合、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。以
文書 2 5 4			
文書 2 5 5			
文書 2 5 6			
文書 2 5 7			
文書 2 5 8			
文書 2 5 9			
文書 2 6 0			

	文書 2 6 1		上のことから、法 5 条 3 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 2 6 2		
	文書 2 6 3		
	文書 2 6 4		
	文書 2 6 5		
	文書 2 6 6		
	文書 2 6 7		
	文書 2 6 8		
	文書 2 6 9		
	文書 2 7 0		
	文書 2 7 1		
	文書 2 7 2		
	文書 2 7 3		
	文書 2 7 4		
	文書 2 7 5		
	文書 2 7 6		
	文書 2 7 7		
	文書 2 7 8		
	文書 2 7 9		
	文書 2 8 0		
	文書 2 8 1		
	文書 2 8 2		
	文書 2 8 3		
	文書 2 8 4		
	文書 2 8 5		
	文書 2 8 6		
	文書 2 8 7		
	文書 2 8 8		
	文書 2 8 9		
	文書 2 9 0		
5	文書 3 1 7	3 枚目、5 枚目、6 枚目及び 1 2 枚目のそれぞれ一部	従前公にされていない庁舎内部の執務区画の仔細に関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関す
	文書 3 4 1	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 4 3	1 枚目の一部	

文書 3 5 6	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	る情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 5 8	1 枚目の一部	
文書 3 6 9	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 7 0	2 枚目の一部	
文書 3 7 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 7 3	1 枚目の一部	
文書 3 8 3	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 8 5	1 枚目の一部	
文書 3 9 5	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 9 7	1 枚目の一部	
文書 4 0 9	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 1 1	1 枚目の一部	
文書 4 2 3	3 枚目、5 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 2 5	1 枚目の一部	
文書 4 3 8	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 4 0	1 枚目の左上	
文書 4 4 7	1 枚目の一部	
文書 4 5 1	3 枚目、5 枚目及び 7 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 5 3	1 枚目の一部	
文書 4 6 3	3 枚目、5 枚目及	

		び7枚目のそれぞれ一部	
	文書465	1枚目の一部	
	文書475	3枚目及び5枚目のそれぞれ一部、6枚目の上部及び中部並びに9枚目の一部	
	文書477	1枚目の一部	
	文書488	3枚目及び5枚目のそれぞれ一部、6枚目の上部、7枚目の上部及び中部並びに9枚目の一部	
	文書490	1枚目の上部	
	文書500	3枚目及び5枚目のそれぞれ一部、7枚目の上部及び中部並びに9枚目の一部	
	文書502	1枚目の一部	
	文書510	3枚目及び5枚目のそれぞれ一部、7枚目の上部及び中部並びに9枚目の一部	
	文書512	1枚目の一部	
	文書523	3枚目、5枚目及び9枚目のそれぞれ一部	
	文書525	1枚目の一部	
	文書327	3枚目、5枚目及び7枚目のそれぞれ一部	従前公にされていない官邸の執務区画の仔細に関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害さ
	文書329	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	

			れるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
6	文書272	1枚目の右上	文書の取扱区分等が記載されている。これらを公にした場合、国家安全保障会議の各回の議事内容等の秘匿度等が明らかとなり、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書273		
	文書274		
	文書275		
	文書276		
	文書277		
	文書278		
	文書279		
	文書280		
	文書281		
	文書282		
	文書283		
	文書284		
	文書285		
	文書286		
	文書287		
	文書288		
	文書289		
	文書290		
7	文書329	2枚目の一部	従前公にしていなかった国家安全保障局における連絡手段の取扱いに関する情報が記載されている。これらを公にした場合、敵対する勢力等からの妨害等を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼす
	文書331	1枚目の一部	

			おそれがある。以上のことから、法5条3号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
8	文書272	1枚目の「4.」及び2枚目以降	国家安全保障会議における議事内容等が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ並びに他国又は国際機関との交渉上不利を被るおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書273		
	文書274		
	文書275		
	文書276		
	文書277		
	文書278		
	文書279		
	文書280		
	文書281		
	文書282		
	文書283		
	文書284		
	文書285		
	文書286		
	文書287		
	文書288		
	文書289		
	文書290		
9	文書322	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	新たな国家安全保障戦略等の策定に関する有識者との意見交換における議事内容等が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、
	文書323	1枚目ないし6枚目の一部	
	文書324	1枚目ないし13枚目の一部	
	文書325	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
	文書334	1枚目の一部	
	文書335	1枚目の一部及び2枚目	

文書 3 3 6	1 枚目の一部、2 枚目及び 3 枚目	これらを公にした場合、政府が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見の交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 5 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 3 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 3 8	1 枚目ないし 1 4 枚目の一部	
文書 3 3 9	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
文書 3 4 7	1 枚目の一部	
文書 3 4 8	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
文書 3 4 9	1 枚目ないし 7 枚目	
文書 3 5 0	1 枚目ないし 1 1 枚目の一部	
文書 3 5 1	1 枚目の一部及び	
文書 3 5 2	2 枚目	
文書 3 5 3	1 枚目ないし 6 枚目、1 3 枚目ないし 2 4 枚目、2 6 枚目及び 2 7 枚目のそれぞれ一部並びに 7 枚目ないし 1 2 枚目及び 2 5 枚目	
文書 3 5 4	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 6 2	1 枚目の一部	
文書 3 6 3	1 枚目の一部及び 2 枚目ないし 8 枚目	
文書 3 6 4	1 枚目ないし 1 1 枚目の一部	
文書 3 6 5	1 枚目の一部、2 枚目及び 3 枚目	
文書 3 6 6	1 枚目ないし 5 4 枚目の一部	

文書 3 6 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 3 7 7	1 枚目の一部
文書 3 7 8	1 枚目ないし 4 枚目の一部
文書 3 7 9	1 枚目の一部及び 2 枚目
文書 3 8 0	1 枚目ないし 7 枚目の一部及び 8 枚目
文書 3 8 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 3 8 9	1 枚目の一部
文書 3 9 0	1 枚目ないし 1 0 枚目、1 2 枚目、1 5 枚目ないし 3 4 枚目のそれぞれ一部並びに 1 1 枚目、1 3 枚目及び 1 4 枚目
文書 3 9 1	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 3 9 2	1 枚目ないし 3 9 枚目の一部
文書 3 9 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 4 0 1	1 枚目の一部
文書 4 0 2	1 枚目ないし 4 枚目の一部
文書 4 0 3	1 枚目ないし 2 6 枚目の一部
文書 4 0 4	1 枚目ないし 8 枚目の一部
文書 4 0 5	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 4 0 6	1 枚目ないし 4 3 枚目の一部

文書 4 0 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 4 1 5	1 枚目の一部
文書 4 1 6	1 枚目ないし 1 3 枚目の一部
文書 4 1 7	1 枚目の一部
文書 4 1 8	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 4 1 9	1 枚目ないし 6 1 枚目の一部
文書 4 2 0	1 枚目ないし 7 7 枚目の一部
文書 4 2 1	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 4 2 9	1 枚目の一部
文書 4 3 0	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 4 3 1	1 枚目の一部及び 2 枚目
文書 4 3 2	1 枚目ないし 8 枚目の一部
文書 4 3 3	1 枚目ないし 3 枚目の一部
文書 4 3 4	1 枚目ないし 5 枚目
文書 4 3 5	1 枚目ないし 3 枚目、6 枚目、8 枚目ないし 1 9 枚目の一部並びに 4 枚目、5 枚目及び 7 枚目
文書 4 3 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部
文書 4 4 4	1 枚目の一部
文書 4 4 5	1 枚目ないし 9 枚目の一部
文書 4 4 6	1 枚目ないし 1 0

		枚目の一部	
	文書 4 4 7	1 枚目ないし 4 4 枚目の一部	
	文書 4 4 8	1 枚目の一部	
	文書 4 4 9		
	文書 4 5 7		
	文書 4 5 8	1 枚目ないし 6 枚 目の一部	
	文書 4 5 9	1 枚目の一部	
	文書 4 6 0	1 枚目ないし 1 0 枚目の一部	
	文書 4 6 1	1 枚目ないし 3 枚 目の一部	
	文書 4 6 9	1 枚目の一部	
	文書 4 7 0	1 枚目ないし 9 枚 目の一部	
	文書 4 7 1	1 枚目、3 枚目な いし 1 6 枚目のそ れぞれ一部及び 2 枚目	
	文書 4 7 2	1 枚目及び 2 枚目	
	文書 4 7 3	のそれぞれ一部	
	文書 4 8 1	1 枚目の一部	
	文書 4 8 2	1 枚目、3 枚目な いし 2 2 枚目のそ れぞれ一部	
	文書 4 8 3	1 枚目の一部及び 2 枚目ないし 1 2 枚目	
	文書 4 8 4	1 枚目の一部及び 2 枚目ないし 4 枚 目	
	文書 4 8 5	1 枚目及び 2 枚目	
	文書 4 8 6	のそれぞれ一部	
	文書 4 9 4	1 枚目の一部	
	文書 4 9 5	1 枚目ないし 1 0 枚目の一部	

	文書 4 9 6	1 枚目ないし 1 1 枚目の一部	
	文書 4 9 7	1 枚目ないし 4 枚	
	文書 4 9 8	目の一部	
	文書 5 0 6	1 枚目の一部	
	文書 5 0 7	1 枚目の一部、2 枚目及び 3 枚目	
	文書 5 0 8	1 枚目ないし 3 枚目の一部、4 枚目及び 5 枚目	
	文書 5 1 6	1 枚目の一部	
	文書 5 1 7	1 枚目の一部及び 2 枚目ないし 8 枚目	
	文書 5 1 8	1 枚目の一部	
	文書 5 1 9	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 5 2 0	1 枚目ないし 3 枚目及び 1 1 枚目ないし 1 4 枚目のそれぞれ一部並びに 4 枚目ないし 1 0 枚目	
	文書 5 2 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 5 2 9	1 枚目の一部	
	文書 5 3 0		
	文書 5 3 1	1 枚目ないし 5 枚目の一部	
	文書 5 3 2	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 5 3 3	1 枚目ないし 1 0 枚目の一部	
	文書 5 3 4	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
1 0	文書 3 1 7	4 枚目の一部	有識者への諸謝金に関する情報が記載されている。これらは、各有
	文書 3 2 7		

文書 3 4 1		識者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、個々の有識者への支払金額は公にしていることから、これらの情報は法 5 条 1 号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 5 6		
文書 3 6 9		
文書 3 8 3		
文書 3 9 5		
文書 4 0 9		
文書 4 2 3		
文書 4 3 8		
文書 4 5 1		
文書 4 6 3		
文書 5 2 3		
文書 3 1 7	8 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部	有識者本人の生年、現住所・電話番号・メールアドレス・謝金振込口座、学歴・職歴及びそれらの関連情報である。これらは、各有識者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらの情報は法 5 条 1 号イ、ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 3 7 0	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 7 1	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
文書 4 4 7	1 枚目の一部	有識者本人の職歴等に関する情報が記載されている。これらは、有識者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。また、これらの情報は法 5 条 1 号イ、ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 4 8 2	2 枚目	

			ら、法５条１号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書４７５	４枚目及び６枚目のそれぞれ一部	有識者への諸謝金に関する情報又は有識者の携帯電話番号若しくは、公にされておらず、公にすることが予定されていない職員の氏名が記載されている。これらは、各有識者等に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、個々の有識者への支払金額は公にしていないことから、これらの情報は法５条１号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法５条１号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書５００	３枚目、４枚目及び７枚目のそれぞれの一部	
	文書４８８	４枚目、６枚目、７枚目及び８枚目のそれぞれ一部	有識者への諸謝金に関する情報又は有識者の随行者氏名及び携帯電話番号若しくは公にされておらず、公にすることが予定されていない職員の氏名が記載されている。これらは、各有識者等に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、個々の有識者への支払金額は公にしていないことから、これらの情報は法５条１号イの「法令の規定により又は慣行

			として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書510	4枚目及び7枚目のそれぞれ一部	有識者への諸謝金に関する情報又は有識者の携帯電話番号及び車両情報若しくは公にされておらず、公にすることが予定されていない職員の氏名が記載されている。これらは、各有識者等に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、個々の有識者への支払金額は公にしていないことから、これらの情報は法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書440	1枚目右下	有識者の随行者氏名が記載されている。これは、随行者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、これらの情報は法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも

			該当しない。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書489	2枚目の一部	意見交換への参加を対外的に公にしないことを前提で参加した参加者の氏名が記載されている。これらは、当該参加者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。なお、この情報は法5条1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、また同号ロ及びハにも該当しない。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、政府が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見の交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法5条1号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書490	1枚目の下部	
	文書492	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
11	文書504	1枚目の一部	出席を予定していた有識者の氏名及び欠席理由が記載されている。これらは、有識者に係る個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。

1 2	文書 5 4 1	1 枚目の一部	特定の政党事務所の担当者名が記載されている。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、これらを公にした場合、個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 5 4 6		
	文書 5 4 8		
	文書 5 6 5		
	文書 5 7 1		
	文書 5 8 3		
	文書 5 8 8		
	文書 5 9 3		
	文書 5 9 9		
	文書 6 0 5		
	文書 6 0 7		
	文書 6 0 9		
	文書 6 1 5		
	文書 6 2 0		
	文書 6 2 4		
	文書 6 4 4		
	文書 6 4 9		
	文書 6 6 2		
	文書 6 6 6		
1 3	文書 5 4 1	1 枚目の一部	特定の政党の事務所の電話番号、FAX 番号及びメールアドレスが記載されている。これらは、法人に関する情報であり、これらを公にした場合、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。
	文書 5 4 6		
	文書 5 4 8		
	文書 5 6 5		
	文書 5 7 1		
	文書 5 8 3		
	文書 5 8 8		
	文書 5 9 3		
	文書 5 9 9		
	文書 6 0 5		
	文書 6 0 7		
	文書 6 0 9		
	文書 6 1 5		
	文書 6 2 0		
	文書 6 2 4		
	文書 6 3 0		
	文書 6 3 2		
	文書 6 3 4	1 枚目及び 2 枚目	

		のそれぞれ一部	
	文書 6 3 6	1 枚目の一部	
	文書 6 3 8		
	文書 6 4 0		
	文書 6 4 4		
	文書 6 4 6		
	文書 6 4 9		
	文書 6 5 2		
	文書 6 5 7		
	文書 6 6 2		
	文書 6 6 6		
1 4	文書 6 8 5	1 枚目の上部	内閣情報調査室の課長相当職未満の担当者の氏名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、これらを公にした場合、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号及び 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 7 0 7		
1 5	文書 6 9 5	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	慣行として公にされていない警察職員の氏名が記載されている。これらは、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号及び 4 号に定める不開示情報に該当するため不開示とした。

16	文書585	2枚目及び5枚目 ないし10枚目の それぞれ一部	本文書は、政府部内での検討中の 国家安全保障戦略に関する資料で あり、不開示とした部分には同戦 略に関する行政機関相互間及び行 政機関内部での検討状況を含む未 成熟な意思形成過程情報が記載さ れている。これらを公にした場合、 我が国の安全保障上の関心事 項が推察されることとなるため、 国の安全が害されるおそれがある。 また、これらを公にすることで、 今後の行政機関相互間及び行政機 関内部での検討及び協議等におけ る率直な意見交換又は意思決定の 中立性が不当に損なわれるおそれ があるとともに、国が行う事務に 支障を及ぼすおそれがある。 以上のことから、法5条3号、5 号及び6号の不開示情報に該当す るため、不開示とした。
	文書586	1枚目及び2枚目 のそれぞれ一部	本文書は、政府部内での検討中の 国家安全保障戦略等に関する資料 であり、不開示とした部分には同 戦略等に関する行政機関相互間及 び行政機関内部での検討状況を含 む未成熟な意思形成過程情報が記 載されている。これらを公にした 場合、我が国の安全保障上の関心事 項が推察されることとなるため、 国の安全が害されるおそれ、 他国若しくは国際機関との信頼関 係が損なわれるおそれ、又は交渉 上不利益をこうむるおそれがある。 また、これらを公にすることで、 今後の行政機関相互間及び行政機 関内部での検討及び協議等におけ る率直な意見交換又は意思決
	文書587	1枚目の一部	
	文書591	1枚目ないし14 枚目の一部	
	文書597	1枚目ないし16 枚目の一部	
	文書598	1枚目及び2枚目 のそれぞれ一部	
	文書601	1枚目ないし16 枚目の一部	
	文書602	1枚目ないし4枚 目の一部	
	文書603	1枚目の一部	
	文書604		
	文書606	1枚目ないし21 枚目の一部	
	文書608		

	文書 6 1 4	1 枚目の一部	定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 6 1 9		
	文書 6 0 0	1 枚目ないし 1 1 枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の国家安全保障戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 6 1 0	1 枚目の一部	
	文書 6 5 3		
	文書 6 5 8		
1 7	文書 6 8 5	1 枚目の下部	国家安全保障戦略の案文に対しての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若し
	文書 6 8 6		
	文書 6 8 7	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ下部	
	文書 6 8 8	1 枚目の下部	
	文書 6 8 9		
	文書 6 9 0		
	文書 7 0 7		

文書 7 0 8		くは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 7 0 9	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ下部	
文書 7 1 0	1 枚目の下部	
文書 7 1 1	1 枚目の下部及び 2 枚目の一部	
文書 7 1 2	1 枚目の下部	
文書 7 1 3		
文書 6 1 1	1 枚目ないし 1 1 枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の国家安全保障戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略の骨子についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 6 1 7		
文書 6 5 4	1 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ一部	
文書 6 5 9		
文書 6 2 1	1 枚目ないし 3 0	本文書は、政府部内での検討中の

	文書 6 2 5	枚目の一部	国家安全保障戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略の案文についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 6 2 9	2 枚目ないし 3 2 枚目の一部	
	文書 6 6 3	1 枚目ないし 3 0 枚目までのそれぞれ一部	
	文書 6 8 4	1 枚目ないし 3 1 枚目の一部	
	文書 6 1 2	1 枚目ないし 1 6 枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の国家防衛戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略の骨子についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行
	文書 6 1 6		
	文書 6 5 5		
	文書 6 6 0		

			政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書6 2 2	1 枚目ないし 3 2 枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の国家防衛戦略に関する資料であり、不開示とした部分には同戦略の案文についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書6 2 6	1 枚目ないし 4 3 枚目の一部	
	文書6 6 4	1 枚目ないし 3 2 枚目までの一部	
	文書6 1 3	1 枚目ないし 1 6 枚目の一部	
	文書6 1 8	枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の防衛力整備計画に関する資料であり、不開示とした部分には同計画の骨子についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が
	文書6 5 6	1 枚目ないし 1 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書6 6 1	枚目のそれぞれ一部	

			記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書623	1枚目ないし47枚目の一部		本文書は、政府部内での検討中の防衛力整備計画に関する資料であり、不開示とした部分には同計画の案文についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。
文書627			
文書665	1枚目ないし38枚目までのそれぞれ一部		本文書は、政府部内での検討中の防衛力整備計画に関する資料であり、不開示とした部分には同計画の案文についての行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。

			以上のことから、法５条３号、５号及び６号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
１８	文書５９６	２枚目ないし８枚目の一部	防衛省・自衛隊における防衛力整備に関する情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の防衛構想等が推察され、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法５条３号及び５号に該当するため不開示とする。
１９	文書７３４	全部	公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることによ
	文書７３５		
	文書７３６		
	文書７３７		
	文書７３８		

			り、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、当該文書は、法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
２０	文書７３９	全部	国家安全保障会議において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、当該文書は、法５条３号及び５号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書７４０		
	文書７４１		
	文書７４２		
	文書７４３		
	文書７４４		
	文書７４５		
	文書７４６		
	文書７４７		
	文書７４８		
	文書７４９		
	文書７５０		
２１	文書７５１	全部	幹事会において席上回収とした、公にすることを前提としない文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されてい

			る。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、当該文書は、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
--	--	--	--

※当審査会事務局において整理した

別表 2 (開示すべき部分)

番号	文書番号	開示すべき部分
1	文書 3 4 9	1 枚目ないし 7 枚目の各 1 行目
	文書 3 5 3	6 枚目ないし 1 2 枚目の各 1 行目
	文書 4 2 0	1 8 枚目の 4 行目及び 5 行目
2	文書 3 7 0	5 枚目の生年部分を除く全て
	文書 4 8 2	2 枚目
3	文書 5 4 1	1 枚目の電話番号
	文書 5 4 6	
	文書 5 4 8	
	文書 5 6 5	
	文書 5 7 1	
	文書 5 8 3	
	文書 5 8 8	
	文書 5 9 3	
	文書 5 9 9	
	文書 6 0 5	
	文書 6 0 7	
	文書 6 0 9	
	文書 6 1 5	
	文書 6 2 0	
	文書 6 2 4	
	文書 6 4 4	
	文書 6 4 9	
	文書 6 6 2	
	文書 6 6 6	